

分支給スルコトヲ要求セリ

六、経過並ニ交渉状況

(1) 事業手帳

会社ハ本月七日工場閉鎖ヲ断行シ解雇手續ノ支給類
ニ関シテ重役会議ヲ開キ協議中ニルカ会社財政ノ許
ス範囲内ニ於テ労働者側ノ要求ニ応セントスルモノ
、如シ

(2) 労働者側

労働者側ハ本月二日より急業ヲ決行シ七日工場ヲ閉
鎖シタル後ハ麻布区富士見町六番地松田幸作ヲ集
会事務所ニ於テ穿々対策ヲ協議セラルル七日午前八時
迄恒治外三名ハ職工代表トシテ當廳調停課ニ出頭
シ事情ヲ述ベ調停ヲ依頼シ辭去セリ
又以テ(通)報候也

労務第一八九五號

昭和四年九月十四日



警視總監 丸山鶴吉

内務大臣安達謙藏殿
社会局長官吉田茂殿

石渡電機株式会社ノ労働争議ニ関スル件

(第二報——解決)

標記争議ハ其後當廳調停課ノ斡旋ニヨリ交渉ノ結果本
月十日圓滿解決ニ別記覚書ヲ交換セリ

右及申(通)報候也

14.9.17
757